

# 国内経済要録

## ◇債券売買制度の改訂

本行は、金融調整手段の多様化、円滑化を図るため、今般、従来の債券買入制度(41年3月号「要録」参照)の一部を改正した。主な改訂点は次のとおり。

- (1) 買入先に農林中央金庫を加える。
- (2) 買入対象債券に六分半利国庫債券(ただし発行後1年以内の銘柄を除く)を加える。
- (3) 必要に応じて、市場相場を基準として本行保有債券の売却を行なう。

なお、当面の臨時措置として、利付金融債をも買入債券対象債券に加え(金融債買入れの場合には本行と当座取引のある信用金庫を対象機関に含める)、本買入れ分は今後必要に応じて売却することとした。

## ◇米ドル建輸入ユーザンス金利の引下げ

本邦甲種外国為替公認銀行では、昨年12月から本年1月にかけて、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引料率が再三にわたり引き下げられたのに対応して、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を、次のとおり3回にわたって引き下げた。

(BAレート) 引下げ実施	(BAレー) ト下げ幅	(ユーザンス金) 利引下げ実施	(ユーザンス) 金利下げ幅
41年12月23日	1/8%	41年12月26日	1/8%
42年1月11日	1/8	42年1月16日	1/8
16日	1/4	19日	1/4

なお、この結果米ドル建輸入ユーザンス金利最高限度は次のようになった。

	信用状つき	信用状なし
3 か 月 物	7.5 %	7.75 %
4 か 月 物	7.625	7.875

## ◇農中の系統利用奨励金引下げ

農林中央金庫では、収益対策の一環として、第1種奨励金(9か月定期預金分を除く)および第2種奨励金(注)の利率をそれぞれ年0.1%引き下げることとし、42年3月1日および43年3月1日の2回にわたり年0.05%ずつ引下げを実施することを決定した。

- (注) 1. 第1種奨励金……年度間系統利用率50%以上の信連からの預金に対して支払われる奨励金。  
2. 第2種奨励金……信連からの預金に対し、年度間の平残に応じて支払われる奨励金。

改訂後の奨励金率(年率)は次のとおり。

## 第1種奨励金

(単位・%)

	現 行	改 訂 後		
		42年度	43年度	(引 下 幅)
普通・通知預金	0.25	0.20	0.15	(0.1)
3・6か月定期預金	0.70	0.65	0.60	(0.1)
9か月定期預金		0.70	0.70	(据置)
1年定期預金	1.00	0.95	0.90	(0.1)

## 第2種奨励金

(単位・%)

	現 行	改 訂 後		
		42年度	43年度	(引 下 幅)
預金年度間平残 30億円超100億円以下	0.30	0.25	0.20	(0.1)
100〃300〃	0.40	0.35	0.30	(0.1)
300〃	0.45	0.40	0.35	(0.1)

## ◇政府関係3中小金融機関の貸出金利引下げ

国民金融公庫、中小企業金融公庫および商工組合中央金庫では、このほど次のとおり貸出金利の引下げを決定し、42年1月1日以降発生する利息分から適用することとした。

	対象金利	新利率	引下げ幅
国民金融公庫	基準金利	年 8.2 %	年 0.2 %
中小企業金融公庫	〃	8.2	0.2
商工組合中央金庫	(長期一般) 貸付金利	8.4	0.2
	組合貸 構成員貸		
	(短期一般) 貸付金利	日歩 2.25銭	日歩 5毛
	組合貸 構成員貸		
	(その他手形割引歩合、当座貸越 金利についてもそれぞれ日歩5 毛引下げ)		

## ◇昭和42年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

政府は、昨年12月27日の閣議において、「昭和42年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を了解した。

これによれば、政府は、個人消費、設備投資、在庫投資等国内需要の堅調から経済がかなり拡大するものと見込んでいる一方、国際収支面では先行き楽観を許さないと判断している。このため、まず予算編成において「財

政規模および公債発行額を極力抑え、景気に対する財政の中立的な立場を堅持する」とともに、経済運営にあたっては、「財政・金融政策を中心とする経済政策の弾力的運用を図り」これを通じて現在の景気上昇を持続的な安定成長に結びつけようとしている。さらに「経済活動が万が一にも過度に拡大し経済の安定成長に悪影響をも

たらずおそれがある場合には、……機を逸することなく、金融面からの調整、予算および財政投融资の執行の繰り延べ等各般の施策を講じて経済の過熱を未然に防止するよう慎重な政策運営を行なう」ものとしている。そしてこのような経済運営を行なうことを前提に、42年度経済は次のような姿になるものと予想している。

		単 位	40年度 (実績)	41年度 (実績見込み)	42年度 (見通し)	41年度 40年度 (%)	42年度 41年度 (%)
総人口	万人		9,830	9,922	10,016	100.9	100.9
生産年齢人口	〃		7,324	7,465	7,593	101.9	101.7
労働力人口	〃		4,816	4,910	4,988	102.0	101.6
就業者総数	〃		4,774	4,868	4,946	102.0	101.6
雇用者総数	〃		2,821	2,941	3,056	104.3	103.9
国民総生産 (同実質伸び率)	億円		313,448	359,000	403,500~407,000	114.5 (109.3)	112~113程度 (108台)
国内民間総資本形成	〃		69,805	82,000	92,000~ 94,500	117.5	112~115程度
生産者耐久施設	〃		48,121	52,000	58,000~ 59,000	108.1	112 〃
在庫品増加	〃		4,352	9,500	10,000~ 11,000	218.3	110 〃
民間住宅	〃		17,332	20,500	24,000~ 24,500	118.3	118 〃
個人消費支出	〃		175,340	198,500	224,000~225,000	113.2	113 〃
鉱工業生産指数	昭和35年=100		176.5	202.5	228.9	114.7	113.0
農林水産業生産指数	昭和40年度=100		100.0	102.5	104.9	102.5	102.3
国内貨物輸送	億トンキロ		1,864	2,005	2,156	107.6	107.5
国内旅客輸送	億人キロ		3,824	4,038	4,388	105.6	108.7
卸売物価指数	昭和35年=100		102.8	106.6	107.3	103.7	100.7
消費者物価指数(全国)	昭和40年=100		101.4	106.5	111.3	105.0	104.5
国際収支	經常収支	百万ドル	1,048	1,110	1,000	—	—
	貿易収支	〃	2,084	2,140	2,150	—	—
	輸出	〃	8,591	9,850	10,950	114.7	111.2
	輸入	〃	6,507	7,710	8,800	118.5	114.1
	貿易外収支	〃	△ 940	△ 900	△ 1,000	—	—
	移転・収支	〃	△ 96	△ 130	△ 150	—	—
	長期資本収支	〃	△ 553	△ 760	△ 900	—	—
	短期資本収支	〃	△ 41	△ 120	—	—	—
誤差脱漏	〃	△ 26	—	—	—	—	
総合収支	〃	428	230	100	—	—	
通関輸出	〃		8,726	9,980	11,100	114.4	111.2
通関輸入	〃		8,417	9,940	11,340	118.1	114.1

#### ◇昭和42年度予算編成方針について

政府は、12月27日の閣議で、昭和42年度予算編成方針を決定した。これによると、わが国経済は上昇局面にあるので、財政運営に当たっては、国際収支の均衡と物価

の安定を主眼として、いたずらに景気に刺激を与えないよう財政規模および公債、政府保証債の発行額を適正な限度に抑えらるとともに、限られた財源を重点的に配分して、財政に課せられた役割を着実に遂行することを基本

方針としている。ここで示された一般会計予算および財政投融资計画の具体的編成方針は次のとおり。

- (1) 一般会計予算の規模は5兆円以下とする。
- (2) 公債の発行額は8,200億円を、また政府保証債の発行額は5,000億円を限度とする。
- (3) 所得税中心の減税を行なう等現下の情勢に即応する税制改正を行なう。
- (4) 予算および財政投融资計画を通じ、次の重要諸施策を重点的に実施する。

イ、国民生活の向上と社会福祉の充実を期するため、住宅および生活環境施設の整備を図るとともに、社会保障施策を着実に推進する。

ロ、道路、港湾、治山治水等の社会資本の整備につとめ、産業基盤の充実と国土保全の強化を図る。

ハ、農林漁業および中小企業の近代化高度化を進め、生産性の向上と経営基盤の強化を図る。

ニ、輸出の振興を図るとともに、対外経済協力の推進につとめる。

ホ、産業体制の整備を推進するとともに、労働力移動の円滑化を図る。

ヘ、文教を刷新充実し、青少年対策を推進するとともに、科学技術の振興を図る。

ト、交通安全対策、公害対策、産業災害対策の強化を図る。

チ、物価安定のため必要な施策を強力に推進する。

- (5) 財政資金の効率的配分を図るため、イ、既定経費の節減合理化につとめるとともに、新規の経費は緊要なものに限定し、補助金については零細なもの整理統合、単価の合理化等につとめる。
- ロ、各省庁の部局、公庫、公団、事業団等の新設は認めず、また新規増員は厳に抑制する。

- (6) 予算および財政投融资計画の執行にあたり、経済が過度に拡大し、物価や国際収支に悪影響をもたらすおそれがある場合には、適時に公共事業等の施行の繰延べ、公債、政府保証債の発行の調整を行なう等、その弾力的運用を図る。

- (7) 地方財政においても、国と同様節度ある運営を行ない、その健全化、合理化につとめる。

#### ◇昭和42年度税制改正に関する税制調査会の答申

税制調査会は12月26日、昭和42年度の税制改正案を政府に答申した。その骨子は次のとおり。

- (1) 所得税の減税……所得税の課税最低限を夫婦3人の世帯で平年度10万円程度引き上げることをめどに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除および給与所得控除

を引き上げる。永年勤務退職者の退職所得の課税最低限を500万円程度に引き上げることをめどとして退職所得の特別控除額を引き上げる。

- (2) 企業課税の改正……企業課税については、その基本的仕組みの根本的再検討が必要であり、また所得税の負担水準等との比較を考慮すれば、法人税の税率を一般的に引き下げることが適当でないので、企業の内部留保を高め、体質を強化するための特別措置を講ずる(たとえば中小企業の協業化促進、企業一般の研究投資優遇、交際費支出の抑制、利益処分による特別償却の適用等の税制措置、輸出振興税制の改善など)。
- (3) 間接諸税の適正合理化……印紙税については課税対象の明確化(限定列举方式の採用)、免税点(2倍ないし3倍程度に引上げ)および税率(定額税率をおおむね2倍程度に引上げ)の調整、また登録税についても税率調整および課税対象の拡大を行なう。このほか、たばこについては、たばこ消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡のとれたものとなるよう価格改定を行なう必要があるが、実施の時期、方法については、所得減税の規模および物価や低所得者層の負担への影響等との関連を考慮して慎重に検討する。
- (4) 景気調整措置……経済の安定成長に資する見地から、税制上機動的に景気調整措置を講じよう、法人税延納利子税率の上げ下げ、景気過熱時における合理化機械等の特別償却の一時停止、などの措置を実施できるよう制度を整備する。
- (5) 利子所得および配当所得に対する課税の特例については漸進的な措置を講ずる。
- (6) 地方税……住民税均等割における法人均等割の税率引上げ、住民税所得割の負担軽減、個人事業者の事業主控除の引上げ、地方道路税源充実のための軽油引取税の税率引上げ、などを図る。

#### ◇財政制度審議会の「今後の財政運営および減債制度」に関する提言

財政制度審議会では、一昨年末公債発行下の財政運営態度につき中間報告を行なったが、その後の景気回復に伴う財政の役割の変化、さらには本格的な公債依存財政移行後2年目を迎え、公債政策の健全な運用が要請されていることなどにかんがみ、「今後の財政運営および減債制度」について12月26日政府に報告した。

- (1) 今後の財政運営について

イ、財政の規模……国民経済に占める財政の比重は、社会資本の整備、社会保障の充実などの必要性からみて、経済成長率をやや上回る程度とするのが適当

である。しかし、30年代におけるような高度成長は望み薄なことからみて、財政支出の伸び率は従来のそれを相当に下回るものとならざるをえず、従って支出の効率化が必要である。

- ロ、歳出について……歳出は投資的経費と一般的経費とに分けて考える必要がある。投資的経費は社会資本の相対的不足から長期的には充実を図っていくべきであるが、短期的には経済情勢に対応して民間投資との間に適切なバランスを保ちつつ、弾力的に調整していかなければならない。こうした配慮は予算編成時のみならず、その執行段階においても必要であり、支払計画、支出負担行為実施計画、国庫債務負担行為などを活用して弾力的な調整を行なうべきである。一方、一般的経費の増加は税収増加の範囲内にとどめることはもとより、税収の伸びが大きい場合には、これをできるだけ投資的経費の財源にもあて、公債発行額を縮減しておくべきである。
- ハ、歳入について……社会資本や社会保障の水準を高めるため財政の比重が高まる方向にある以上、全体としての租税負担の水準がある程度高まっていくことはやむを得ない。また、公債の発行は政府投資の拡充が必要である以上、今後とも続いてきしつかえないが、41年度のような高い公債依存度を続けると、公債管理政策に困難な問題を生ずることとなる

ので、平均的にはもっと低下させるべきである。

以上のような点にかんがみ、42年度の財政は景気上昇局面を迎えて、公債依存度の低下を図り、中立的な態度で臨むべきである。

## (2) 減債制度について

イ、公債償還についての考え方……公債は投資的経費の財源として発行されるものであるから、所定の期限到来時に全額を一般財源により償還する必要はなく、税収のいかんによっては一部借換債の発行に財源を求めてもよいと考えられる。

ロ、減債制度の現状と問題点……現行制度は、一般会計剰余金の一部と毎年度の予算で定める額とが繰り入れられることになっているが、公債発行下では多額の剰余金の発生が期待薄である以上、現状のままでは毎年度の予算によって財源繰入れ額がきまることになる。しかし、公債残高に対する歯止め、財政負担の平準化などの見地からこれでは不十分であり、しかるべき繰入れ基準を法律で定めるべきである。その方法としては、公債発行残高の一定割合を一般財源から繰り入れることを基本とし、一般会計剰余金の繰り入れによりこれを補完するとともに、さらに必要に応じ予算措置による繰入れを行なうこと、とすべきである。